

(10-1) 5・6月以降の特例(共通)

設問番号	設問	回答
10-01	5・6月以降の特例の内容を教えてください	○ 以下の①～②の事業主について、月額上限額を15,000円、助成率を最大10/10(※)といたします。詳細については、以下の(10-2)業況特例、(10-3)地域特例をご覧ください。 【業況特例】 ①特に業況が厳しい事業主 【地域特例】 ②まん延防止等重点措置対象区域のうち職業安定局長が定める区域が属する都道府県の知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業主 (注)なお、緊急事態宣言に関する特例も設けられる予定ですが、施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での詳細は未定です。 (※)令和3年1月8日～判定基礎期間の末日に解雇等を行っている場合には4/5になります。
10-02	業況特例と地域特例の両方の特例に該当するのですが、どちらを選べば良いでしょうか	○ 業況特例は全国で適用されますので、両方に該当する場合は業況特例をお選び下さい。
10-03	これらの特例に係る支給申請はいつから行うことができますか。また、様式や添付書類について教えてください。	○ 特例に該当しないものも含め、判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降であるもの支給申請(例えば、令和3年5月1日～5月31日)については、判定基礎期間の末日の翌日である6月1日以降に行うことになります。現在、緊急事態宣言に関する特例も設けられる予定ですので、判定基礎期間の初日が5月1日以降の様式については、厚生労働省令の改正後(5月中旬以降)に以下のリンク先に掲載いたします。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
10-04	これまで二若しくは三の連続する判定基礎期間をまとめて支給申請をしてきましたが、本特例が実施された後も特例実施前と実施後の判定基礎期間をまとめて支給申請できるでしょうか。	○ 特例の利用にかかわらず、まとめて支給申請をしていただくことは可能です。ただし、業況特例又は地域特例の期間とその前の期間で支給申請書類が異なりますので、必ずそれぞれの判定基礎期間ごとに申請書類の作成を行って下さい。
10-05	業況特例、地域特例は、緊急事態宣言等対応特例(業況)、緊急事態宣言等対応特例(地域)と何が異なるのでしょうか。	○ 対象となる要件や助成内容そのものに違いはございません。緊急事態宣言等対応特例は、令和3年4月30日までの休業等について、助成率が最大3/4であった大企業を対象にしていました。それぞれ4月までの特例、5月以降の特例としてお考え下さい。

(10-2) 業況特例

設問番号	設問	回答
10-06	業況特例の対象となるのはどのような企業でしょうか。	○ 判定基礎期間の初日が属する月から遡った3か月間の生産指標(売上等)の平均値が、前年又は前々年同期と比べ、30%以上減少した全国の事業主が対象となります。(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となり、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)
10-07 (03-08の再掲)	生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。	○ 生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」や「操業量」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。
10-08	本特例の対象となる期間を教えてください。	○ 令和3年5月1日から令和3年6月30日までの期間が特例の対象となります。判定基礎期間がこの期間を1日でも含む場合、その判定基礎期間の全ての休業等に特例が適用されます。
10-09	一度、業況特例の対象事業主として支給決定を受けたら、翌月以降改めて生産指標を提出する必要はないのでしょうか。	○ 同一の対象期間である限り、業況に関する特例(緊急事態宣言等対応特例(業況)を含む。)を設けている間であれば改めての生産指標の提出は必要ございません。ただし、翌月以降の提出には、前回提出いただいた生産指標の申出書のコピーを添付いただくと審査がスムーズに行われますので御協力ください。
10-10	二又は三の連続する判定基礎期間を一にして支給申請書を提出することが認められていますが、令和3年4月～6月分をまとめて申請する場合、生産指標の比較月について教えてください。	○ 5月分から業況特例を活用いただく場合、5月から遡った3月の生産指標で比較する必要があります。4、5、6月を比較月として申請する場合には、6月分の申請にしか業況特例は適用されません。
10-11	事業を立ち上げてから1年が経過しておらず、比較する生産指標がない場合は対象となりますか。	○ 比較する生産指標がない場合は対象となりません。必ず、前年同期か前々年同期(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となり、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)と比較する必要があります。
10-12	本社で一括して雇用保険の適用を受けているのですが、1年に満たない増設店舗の売り上げを除いて生産指標を比較することはできませんか。	○ 生産指標は、適用事業所単位で判断いたしますので、新設店舗を除いて比較することはできません。

(10-3) 地域特例

設問番号	設問	回答
10-13	地域特例の対象となるのはどのような企業でしょうか	<p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(以下「特措法」という。)第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置の公示に伴い、①まん延防止等重点措置の対象区域のうち職業安定局長が別途定める区域(以下「重点区域」という。)が属する都道府県の知事による基本的対処方針に沿った要請等を受けて、②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じて、③特措法施行令第11条に定める施設の内、重点区域内に所在し、要請等の対象となる全ての施設において、④要請等の内容を満たす営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供若しくはカラオケ設備の利用自粛に協力する事業主が対象となります。</p> <p>※ 特措法施行令第11条に定める施設 (三から十四に掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。) 一 学校(三に掲げるものを除く。) 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。) 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 五 集会場又は公会堂 六 展示場 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。) 八 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 十 博物館、美術館又は図書館 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(十一に該当するものを除く。) 十五 三から十四までに掲げる施設で会って、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの</p>
10-14	まん延防止等重点措置に係る要請等の対象となる施設を教えてください	<p>○ 重点区域の知事による要請等の対象となりえる施設は以下のとおりです(床面積の合計が1000平方メートルを超えないものも特例の対象となります。)。実際対象となる施設は、重点区域の知事の要請等によって異なりますので、自治体のホームページで詳細をご確認ください。 【要請対象(特措法に基づくもの)】 (a) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設の内食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店(宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・マンガ喫茶等の施設を除く。) (b) 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設((a)に該当するものを除く。)</p> <p>【働きかけ対象(特措法に基づかないもの)】 (c) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (d) 集会場又は公会堂 (e) 展示場 (f) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。) (g) ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) (h) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 (i) 博物館、美術館又は図書館 (j) 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設 (k) サービス業を営む店舗</p>
10-15	重点区域の知事が、特措法施行令第11条に定める施設以外の施設に行った要請等に応じた場合は特例の対象となりますか	○ 対象になりません。重点区域の知事による要請等が、特措法施行令第11条に定める施設に行われ、重点区域内の施設である必要があります。
10-16	重点区域以外の都道府県の知事が、独自に行った要請等に応じた場合は特例の対象となりますか	○ 対象になりません。重点区域が属する都道府県の知事による要請等である必要があります。
10-17	要請等に対し、部分的(一部の曜日や一部の店舗など)に応じた場合であっても特例の対象となりますか	○ 重点区域に設置している店舗の一部で対応している場合や休日のみ時短営業を行っているような場合は対象になりません。対象となるためには、要請等に全面的に協力している必要があります。なお、令和3年4月からまん延防止等重点措置が実施されている重点区域については、中小企業であっても、4月中を含めて、全面的に協力していることが要件になります。
10-18	まん延防止等重点措置に係る要請等が行われましたが、営業時間の短縮に当たっての検討や準備に時間がかかり、数日経ってから営業時間の短縮を行うことになりました。この場合でも特例の対象となりますか	○ 本来、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じて全面的に協力を行う必要がありますが、営業時間の短縮を始めるために準備が必要だった場合は、その期間も含めて特例の対象とします。

10-19	もともと20時までの営業としている飲食店等でも特例の対象となりますか	○ 従来から閉店時間を20時前に設定している施設については、特例の対象になりません(要請等に応じての営業時間の短縮等を実施する必要があります)。
10-20	営業時間が9時から17時の要請等対象施設において、全日休業した場合は対象となりますか	○ 要請等(20時までの営業)に応じての営業時間の短縮等を実施している訳ではないので、特例の対象になりません。
10-21	要請等に応じるため、20時で飲食店等を閉店した後、テイクアウトでの営業を続けた場合は特例の対象となりますか	○ 20時以降をテイクアウトのみの営業に切り替えたことによって、一部の労働者を休業等させた場合は特例の対象になります。
10-22	テイクアウトやデリバリーの専門店が特例の対象となりますか	○ 特例の対象になりません。特例の対象となる施設は、10-14にある要請等対象施設になります。
10-23	重点区域以外の都道府県に事業所を設置している事業主が、重点区域内の要請等対象施設において、要請等に応じて休業等を実施した場合、特例の対象となりますか	○ 重点区域内の要請等対象施設のみ特例の対象となります。要請等対象施設と要請等対象施設以外の労働者を休業等させた場合は、それぞれの様式に分けて申請してください。
10-24	要請等の対象となっていない施設が、要請等対象施設の営業時間短縮等の影響を受け、休業等を余儀なくされた場合、特例は適用されますか	○ 特例の対象とはなりません。
10-25	催物(イベント等)に関し、どのような場合に特例の対象となるのか具体的に教えてください	○ 要請等対象施設における催物(イベント等含む、以下同じ)について、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件及び20時までの営業時間短縮に対応するため、当該催物を開催した(又は予定していたが開催できなくなった)事業主に雇用される労働者(派遣労働者を含む)であって開催縮小等がなされる催物に従事する(予定があった)労働者の休業等は特例の対象になります。
10-26	催物(イベント等)に関し、特例の対象となる休業は催物当日だけでしょうか。数日前から、会場設営等の準備があったのですが、開催規模の縮小が急遽決まったため、一部の労働者に休業を実施しました。こうした場合は対象となりますか。	○ 要請等を受けて開催規模を縮小したことにより生じた休業等については、当該縮小に関連する休業等である限り、催物当日でなくても本特例の対象となります(ただし、その労働者が、当該縮小以外の理由で行った休業等については、要請等対象施設以外に記載をして申請して下さい。こうした休業等は地域特例の対象になりません。)
10-27	派遣労働者も含むとありますが、どのような場合に特例の対象となるのか具体的に教えてください	○ 要請等対象施設を派遣先として就労する派遣労働者が、派遣先企業が要請等に協力することにより、派遣先で就労できなくなり、派遣元企業が当該派遣労働者を休業等させた場合は、特例の対象となります。
10-28	まん延防止等重点措置に関する要請等の内容(期間や区域等)を知りたいのですが	○ 以下のリンク先にまん延防止等重点措置に関する特例の対象となる区域等の情報をまとめておりますので参照下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html ○ また、まん延防止等重点措置が適用される都道府県のホームページは以下のとおりです。 ●北海道 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm ●宮城県 https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/ ●群馬県 https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html ●埼玉県 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_zyuutensochi0424.html ●千葉県 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti36.html ●東京都 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/index.html ●神奈川県 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/jiltushihoushin.html ●石川県 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/covid19/documents/sochi210514.pdf ●岐阜県 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/148731.html ●愛知県 https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html ●三重県 https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm ●京都府 https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html ●大阪府 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html ●兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html ●岡山県 https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/718095.html ●広島県 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/emergency-20210515.html ●愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/index.html ●福岡県 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details-20210507.html ●熊本県 https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/140455.pdf ●沖縄県 https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/2020_new_corona_potai.html

10-29	地域特例の対象となる期間について教えてください	<p>○ まん延防止等重点措置を実施すべき期間に加え、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間が特例措置の対象となります。具体的には以下のとおりです(令和3年4月22日時点) 判定基礎期間が下記の期間を1日でも含む場合、その判定基礎期間の全ての休業等(特例の対象となる労働者の休業等)に特例が適用されます。</p> <p>(北海道) ●札幌市: 令和3年5月9日～5月15日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+5月16日～6月30日</p> <p>(宮城県) ●仙台市: 令和3年4月5日～5月11日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+5月12日～6月30日</p> <p>(群馬県) ●前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町: 令和3年5月16日～6月13日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月14日～6月30日</p> <p>(埼玉県) ●さいたま市、川口市: 令和3年4月20日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 令和3年4月28日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日</p> <p>(千葉県) ●市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市: 令和3年4月20日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市: 令和3年4月28日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日</p> <p>(東京都) ●23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市: 令和3年4月12日～4月24日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+4月25日～5月31日</p> <p>(神奈川県) ●横浜市、川崎市、相模原市: 令和3年4月20日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市: 令和3年4月28日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町 令和3年5月12日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日</p> <p>(石川県) ●金沢市: 令和3年5月16日～6月13日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月14日～6月30日</p> <p>(岐阜県) ●岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町: 令和3年5月9日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町: 令和3年5月16日～令和3年5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日</p> <p>(愛知県) ●名古屋市: 令和3年4月20日～5月11日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+5月12日～6月30日</p> <p>(三重県) ●四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町: 令和3年5月9日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日</p> <p>(京都府) ●京都市: 令和3年4月12日～4月24日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+4月25日～5月31日</p> <p>(大阪府) ●大阪市: 令和3年4月5日～4月24日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+4月25日～5月31日</p> <p>(兵庫県) ●神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市: 令和3年4月5日～4月24日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+4月25日～5月31日 ●明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町: 令和3年4月22日～4月24日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+4月25日～5月31日</p> <p>(愛媛県) ●松山市: 令和3年4月25日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日</p> <p>(熊本県) ●熊本市: 令和3年5月16日～6月13日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月14日～6月30日</p> <p>(沖縄県) ●那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、豊見城市、南城市 令和3年4月12日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●宮古島市 令和3年4月24日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町 令和3年5月1日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日 ●石垣市 令和3年5月12日～5月31日(まん延防止等重点措置を実施すべき期間)+6月1日～6月30日</p>
10-30	本特例の対象事業主となる場合、全ての店舗の労働者に助成率の引き上げが適用されるのでしょうか	<p>○ 重点区域の知事の要請等の内容(期間、施設の制限等)に応じて協力する店舗で就労する労働者のみが対象になります。そのため、本特例事業主が実施した要請等対象施設以外の施設での休業等には従来の助成率(最大9/10)、及び雇用維持要件(令和2年1月24日からの確認等)が適用されます。</p>

10-31	要請等対象施設の中に”ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)”とありますが、どういう意味でしょうか。	○ ホテル又は旅館については、集会の用に供する部分(宴会場等)に限り要請等の対象施設となっておりますので、宴会場等で働く労働者が休業等を実施した場合に、当該休業等が特例措置の対象となります。ホテル又は旅館内の全労働者が特例の対象になる訳ではないのでご注意ください。
10-32	同一の労働者が、勤務日によって重点区域内の要請等対象施設と要請等対象施設以外において働いている場合(ホテル内のレストランと受付など)はどうなりますか	○ 要請等対象施設における休業等のみ地域特例の対象となります。施設によって休業等の日数を区分し、申請する必要があります。
10-33	雇用維持要件の確認は適用事業所単位、要請等対象施設単位のいずれで行いますか	○ 適用事業所単位になります。
10-34	特例の対象となる対象労働者については、特例用の様式を使って支給申請することになりますが、店舗ごとに用紙を分ける必要がありますか	○ 複数の特例対象店舗がある場合には、原則、重点区域ごとに分けて実績一覧表を作成していただく必要があります。加えて、特例の対象とならない労働者については、要請等対象施設以外に分けて申請してください。